

^{◆和7年度 11~1月創業オンラインセミナー}

対 象 広島県内で創業を検討している方

創業後間もない方

定員 各回50名程度

受講料 無料

<u>開催方法</u> Web 会議ツール(Zoom)による

招待URLとセミナーごとの連絡事項は、

開催2日前頃にお伝えします。

お申し込みはこちら

ひろしま創業サポートセンター ホームページ内の専用フォーム からお申し込みください。



※締切:各開催日の4営業日前

https://www.hiwave.or.jp/hsusc/seminer/20513

1 SNS を活用した販売促進

令和7年11月26日(水)13:30~15:00 IT コーディネーター (株)オウエン 代表取締役 福田 哲史 氏



2 労務管理の基礎知識~従業員を雇用するときに知っておくべきこと~

令和7年12月5日(金)13:00 ~ 14:30 に変更となりました 社会保険労務士法人アムシス 社会保険労務士 今西 彰 氏



3 事業計画書の作り方

令和8年1月8日(木)13:30 ~ 14:45 日本政策金融公庫 国民生活事業本部 中国創業支援センター



4 資金計画の立て方・資金調達時のポイント

令和8年1月8日(木)15:00 ~ 16:15 日本政策金融公庫 国民生活事業本部 中国創業支援センター



共催:(公財)ひろしま産業振興機構、(株)日本政策金融公庫

創業前後の各種相談に対応します(総合支援窓口)



公益財団法人ひろしま産業振興機構

ひろしま創業サポートセンター

https://www.hiwave.or.jp/hsusc/







公益財団法人ひろしま産業振興機構 ひろしま創業サポートセンター

^{令和7年度} 創業オンラインセミナー申込書

ひろしま創業サポートセンターホームページの申込みサイトからへお申込みください。

※ 申込期限:各開催日の4営業日前までにお申込みください(開催2日前頃に招待URL等をお伝えします)。

URL: https://www.hiwave.or.jp/hsusc/seminer/20513

お申し込み セミナー	1	11/26(水)	SNS を活用した販売促進								
	2	11/26(水) 15:20 ~ 1		6:50	1	労務管理の基礎知識 〜従業員を雇用するときに知っておくべきこと〜					きこと~
	3	1/8(木) 13:30 ~ 14:4		4:45	1	事業計画書の作り方					
	4	1/8(木)	15:00 ~ 1	6:15	j	資金計画の立て方・資金調達時のポイント					
ふりがな				男・	女	電話	()		_	
氏 名					歳	E-mail					
住所	₹	-									
屋号・ 法人名						内容・業種 予定含む)					
事務局への メッセージ											

【質問欄】

該当するものに☑またはご記入をお願いします。

-		\sim \perp	/	TO _			•
	$\mathbf{M}\mathbf{T}$	\sim τ	<i>^</i>	+11-	7 /-	· – `	-
	本セ	\sim	٠.	知っ	<i>,,</i> ,		~~

١.	中でミナーを加った人	1広								
	□ホームページ(□オ	5町 □ひろしま	産業振興	興機構	□金融機	関 口で	その他) 口新	聞広告	□広報誌	
	ロメルマガ ロフュ	cイスブック	ロインス	スタグラ	5ム 🗆	知人・な	支人() (の紹介
	□創業支援機関等()	の紹介	` 🗆	その他	()	
2.	創業状況	创業文中生日日	1 /		_	ㅁ炻\	创来了中担心	(± [D+\
	□創業前の方:	創業予定年月E	1 (年	月頃)	創業予定場所	(市・日	リ <i>)</i>

創業場所(

市・町)

3. 事業内容に係る経験年数

□なし	口5.年未港	口5 年17 上~10 年	口10 年以上~15 年	口15 年17 上
ロない				

□創業されている方:開業・法人設立年月(年末日) 年 月)

【留意事項】

- ●ホームページの申込サイトからお申込みいただいた方には、メールにより自動返信します。 自動返信メールが「迷惑メール」に入る場合もありますので、ご注意ください。
- ●ご記入の情報は、 主催・共催にて管理し、法令に定める場合を除き第三者へ提供することはありません。 今後、主催・共催機関からセミナー等の情報をお送りすることもありますので、予めご了承ください。
- ※ 本セミナーは、産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」です。

創業者が1か月以上の期間にわたって特定創業支援等事業による支援を受け、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」に関する知識を習得できたと認められる場合、株式会社等を設立する際の登録免許税の軽減措置などの特例を受けることができます。

制度の詳細や証明書の発行手続きについては、創業(予定)地の市町にお問い合わせください。